

# 公共下水道施設保全委託仕様書

横浜市環境創造局

施設管理部

平成22年6月

# 公共下水道施設保全委託仕様書

## 第1章 総 則

### 1 一般事項

本委託は、設計図書、横浜市契約規則及び本仕様書に従い、管きよ施設の清掃をすることにより、排水の万全を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

- (1) 本仕様書は、横浜市（以下「当市」という。）が施工する下水道管きよの清掃作業（以下「作業」という。）に適用する。
- (2) 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 仕様書、特記仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当市及び受託者との協議により決定する。

### 3 法令等の遵守

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守すること。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受託者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

### 4 資格、条件等

受託者は、業務の実施に当たり、次の条件を満たしていること。

- (1) 産業廃棄物処理業（収集、運搬）の許可を得ていること。
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者がいること。
- (3) 産業洗浄士の資格者がいること。
- (4) 高圧洗浄車、汚泥吸引車等の特殊車両を所有し、直営で清掃作業を行う事業者であること。
- (5) 常に、緊急対応ができる体制がとれること。

### 5 手続き

受託者は、作業に当たり道路法、道路交通法、横浜市道路占用規則等の法令に定める手続きを行うこと。

また、民有地等に立ち入る場合は、占有者及び管理者もしくは所有者の承諾を得なければならない。

## 6 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を土木事務所に提出し、承諾を受けた後着手すること。
  - ア 着手届
  - イ 現場責任者及び主任技術者届
  - ウ 作業計画書（緊急連絡体制フローを含む）
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届けを提出すること。
- (3) 受託者は、日報を本市の指示する様式に記入し、提出すること。
- (4) 作業が完了したときは、速やかに次の書類を土木事務所に提出すること。
  - ア 報告図書
  - イ 完成検査申請書（中間検査の場合は、出来形部分検査申請書）
  - ウ 内訳書
  - エ 支払請求書
  - オ その他監督員が指示するもの

## 7 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、作業にあたり万一第三者等に損害を与えたときは、直ちに応急措置を行うとともに、その状況を監督員に通報し、別途その内容を報告しなければならない。またその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、下水道工作物に損傷を与えたときは、直ちに応急措置を行うとともに、その状況を監督員に通報し、別途その内容を報告しなければならない。また復旧に関しては監督員の指示のもと速やかに原形に復旧しなければならない。

## 8 作業の完了

作業の完了は、所定の報告図書が提出された後、本市検査員の検査をもって完了とする。

## 9 検査

- (1) 中間検査及び完了検査には、受託者又は現場責任者が必ず立ち会うものとする。

る。

- (2) 検査は、受託者の提出した報告図書等に基づいて行うが、万一不完全な箇所があった場合には、再度の清掃を行うこととする。

なお、これに要する費用は、すべて受託者の負担とする。

## 10 特に定めのない事項

- (1) 契約書、仕様書及び設計図書等に明示していない事項で、清掃作業の実施上、当然必要な事項については、受託者の負担において処理するものとする。
- (2) その他特に定めのない事項について協議を必要とする場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けて処理すること。

## 第2章 安全管理

### 1 一般事項

- (1) 受託者は、作業にあたり公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止につとめ、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 調査中は、気象状況に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。
- (4) 受託者は、作業にあたって下水道施設またはガス管等の付近では絶対に裸火を使用しないこと。
- (5) 万一事故が発生したときは、必要な処置をとるとともに、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告すること。
- (6) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により直ちに監督員に届け出ること。

### 2 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時調査現場周辺の住民及び通行人の安全並びに交通等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。
- (2) 作業現場には、「下水道管路内調査工」と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車両交通等の

安全の確保に努めること。

- (3) 調査区域内には、交通誘導員を適切に配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか関係官公署の指示に従うこと。また、関係法令を遵守すること。

### 3 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 受託者は、酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガスの危険のある管きょ及びマンホール内で作業する場合には、必ず換気を行い酸素濃度測定器、可燃性ガス測定器等でその安全性を確認し、未然に事故を防止しなければならない。

なお、酸素及び硫化水素濃度等の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合はその指示に従うこと。

- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに換気等の事故防止に必要な措置を講ずること。また、このことを速やかに監督員に連絡すること。
- (4) 受託者は、この作業に従事させる作業員に必ず長靴、ゴム手袋等を使用させ、定期的に健康診断を受けさせ、作業員の衛生管理に努めなければならない。

### 第3章 清掃作業

#### 1 一般事項

- (1) 受託者は、作業範囲について監督員の指示を受けること。
- (2) 受託者は、作業を行うに当たり、事前に作業箇所を監督員に連絡すること。
- (3) 作業に当たっては、管口をいためないようにガイドローラ等を使用するなど防護処置を講じ、下水道施設に損傷を与えないようにすること。
- (4) 作業に当たり、仮締切りを必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この締切りは、上流に溢水の起きない構造で、かつ、作業中の安全が確認されるものであること。万一上流に溢水の恐れが生じたときは、直ちにこれを撤去すること。
- (5) 受託者は、作業を行うに当たり、地先住民等に迷惑のかからないよう極力騒音、振動等の防止に努めなければならない。
- (6) 監督員が、事故防止上危険と判断した場合等には、作業の一時中止を命ずることがある。
- (7) 作業に当たり、道路等を汚染したときは、作業終了の都度道路等を洗浄清掃すること。
- (8) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所を原状に復すること。
- (9) 受託者は、作業を行うに当たり、第2種酸素欠乏危険作業主任者等を常駐させ、酸素測定等安全対策に留意すること。

#### 2 清掃作業

- (1) 受託者は、作業を行うに当たり、下流側に汚砂を流出させてはならない。万一、汚砂を流出させた場合は、影響区間の流出汚砂を除去しなければならない。なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、洗浄作業を行う場合に限り、下流側に洗浄水を流出させることができる。
- (3) 運搬車の使用に当たっては、汚砂の流出、飛散及び悪臭の恐れのない構造の車を使用すること。

### 3 異常箇所の報告

作業中に下水道管きよの異常を発見した場合は、速やかに別紙「下水道管きよ等異常箇所報告書」により、監督員に報告すること。

### 4 用語の定義

機械清掃工（１） 計画的、定常的以外の雨水枿等の清掃

機械清掃工（２） 定常作業以外の小口径管の清掃

機械清掃工（３） 大口径管の清掃

機械清掃工（４） キャッチカメラ車使用の清掃＋機械清掃工（２）

管きよ洗浄工 壁面の付着物等を高圧洗浄車で除去することで、汚砂等の排出、処理を伴わないこと。

土 砂 深 堆積の状態が管径に占める割合

洗 浄 2. 5 %未満の堆積状況

土砂深 5 % 2. 5 %以上 7. 5 %未満の堆積状況

土砂深 1 0 % 7. 5 %以上 1 2. 5 %未満の堆積状況